

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」(改定素案)

| No | 該当箇所 | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方 |
|----|---|---|-----|---|
| 1 | 全体 | コミュニケーションをしっかりとれる子どもたち、一人一人が活躍する場所がある社会(学校)であれば、いじめは防げると思います。学校も多忙だといわれ、先生方も大変だとは思いますが、これからも未来ある子供たちが、素直に明るく、そして楽しい学校で過ごせるよう、取組をよろしく願いいたします。 | 1 | 【記述済み】 全ての児童生徒が安心でき、自分に自信が持てたり、充実感を得られたりする学校づくりが未然防止の観点から重要であります。今後も、いじめに苦しむ子供がいなくなり、笑顔で過ごせるようにするため、教職員が心にゆとりを持って対応できるように努めて参ります。 |
| 2 | 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 4 いじめの定義(改定素案 P4) | いじめの認知や対応に係る教職員の認識の共有化は非常に重要なことであるにもかかわらず、現状の基本方針内では、「けんかやふざけあい」等についてはふれていないことから、学校間でいじめの判断に大きなばらつきがあった。改定案では、けんかやふざけあい等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとあり、いじめを学校が認識する際の共有化につながる内容となっている。 | 1 | 【記述済み】 本方針では、「けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。」と記載しております。今後も、いじめの認知に向けて更なる共有化が図られるよう、指導して参ります。 |
| 3 | 5 いじめに関する基本的認識(改定素案 P4) | いじめは、多くの者から集中的に行われるだけでなく、人数に関係なく一定の深い人間関係があれば、その者の影響は大きいと思います。 | 1 | 【記述済み】 本方針では、「一定の人的関係」を、同じ学校・学級や部活動の児童生徒等、当該児童生徒と何らかの人的関係がある者と説明しており、その者が行ういじめの影響は大きいと考えます。今後も、各学校において豊かな情操と道徳心、心の通う人間関係を構築する能力の素地が養われるよう、指導して参ります。 |
| 4 | 5 いじめに関する基本的認識(改定素案 P4) | 集団の中で起こることから、当事者ばかりでなく「傍観者」「観衆」を含む学級全体の雰囲気(空気)の醸成は必要不可欠なこと。 | 1 | 【記述済み】 「5 いじめに関する基本的認識」の中で、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要であることを記載しております。今後も、各学校で、児童生徒の実態に応じた、人間関係づくりができるよう、指導して参ります。 |
| 5 | 6 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (1)いじめの防止 (2)いじめの早期発見(改定素案 P5) | いじめの背景にある要因は非常に多様で、個別的な事情があると思います。ひとりひとりの子ども達が本当に大切にされているのか、自分自身を大切に思えるのか、そのことが、いじめ防止にはかかせないことだと思っています。いじめを学校の問題としてとらえるのではなく、社会全体の問題ととらえ、子ども達が世界の中で受け入れられているという実感をはぐくむような教育(家庭、学校を含めて社会全体での)が、最も大切なことだと感じます。そのためにも、P5(1)いじめの防止(2)いじめの早期発見についての県の方針は非常に大切なことと思います。 「いじめ問題への取り組みの重要性について県民全体の認識を高め…」は、県民にぜひ広めてほしい。学校だけに責任があるのではなく、社会全体の問題であること。それを学校関係者が感じれば、いじめを隠すといった間違った対応にはならないと思う。 いじめがどの子にもどの学校でも起こりうることは、すべての人(学校関係者のみならず保護者や社会の人も含む)が認識しておく必要がある。 | 3 | 【記述済み】 本方針で、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象とした未然防止が重要であること、積極的にいじめを認知することを記載しております。また、「6-(4)地域や家庭との連携について」の中で、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携の必要性を掲げております。今後も、学校関係者と地域、家庭が連携して、いじめ問題へ取り組んでいこう指導して参ります。 |

| | | | |
|----|--|--|--|
| 6 | <p>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <p>1 いじめの防止等のために県が実施すべき施策</p> <p>(3) 基本的施策</p> <p>⑤ 教育相談体制の充実 (改定素案 P8)</p> | <p>相談支援体制について、いじめは小学校段階で9割以上が経験している(加害も被害も)と言われている。いじめは心の問題であり、新学習指導要領では特別の教科道徳も先行実施されており、この取組に期待しているところだが、県として、小学校段階への施策を厚く支援してほしい。特にスクールカウンセラーの1校一人配置、できれば常駐してほしい。チーム学校の考え方を山梨県ではぜひ形にしてほしい。現場の先生方の働き方改革の一助にもなるはずである。</p> | <p>1</p> <p>【実施段階検討】 いじめの防止等のために、教育相談体制を充実させることは、極めて重要なこととあります。そのために教職員は、専門的な知識を身につけ資質向上に努めるとともにスクールカウンセラーと更に連携していく必要があります。現在、各中学校に配置しているスクールカウンセラーを小学校でも活用していますが、今後も小中連携を更に図りつつ、スクールカウンセラーの配置について、国の動向も踏まえて調査・研究して参ります。</p> |
| 7 | <p>(3) 基本的施策</p> <p>⑤ 教育相談体制の充実 (改定素案 P8)</p> | <p>これまでも県においてはスクールカウンセラー以外にもスクールソーシャルワーカーも活用して、様々な児童生徒をめぐる問題に取り組まれてこられました。については、スクールソーシャルワーカーの活用も加えられたらいいかかと思えます。</p> | <p>1</p> <p>【記述済み】 本方針の中で、教育相談体制の充実として、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカー制度の充実も述べております。今年度も、県下の教育事務所に11名、総合教育センターに2名のスクールソーシャルワーカーを配置しました。今後、各学校の要望に応じて、積極的な活用を図って参ります。</p> |
| 8 | <p>(3) 基本的施策</p> <p>⑦ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策 (改定素案 P8)</p> | <p>インターネット上の情報については、ネットパトロール等を組織的に行う必要があると考えますが、現状、予算的に大変ではないかと思えます。今後県においても何か事業等の計画があればお教えてください。</p> | <p>1</p> <p>【実施段階検討】 インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策のために、文部科学省でもSNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究事業を行っており、こうした国の結果を踏まえて、調査・研究して参ります。</p> |
| 9 | <p>(3) 基本的施策</p> <p>⑦ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策 (改定素案 P8)</p> | <p>p7(3)の基本的施策が学校現場で、しっかりと実施されることを期待します。特に⑦については、SNSを通じてのいじめ対策は急務と思えます。こうした県の方針が出ることによって、効果的な対応策(防止策)がとられることを願っています。</p> <p>インターネット等を通じたいじめは、「一定の人的関係」とするいじめの定義からは難しい部分もあるが、困っている子どもが目の前にいれば、積極的にかかわってあげてほしい。どんな関係機関があるのかも含めて、情報モラル教育の充実は期待したい。</p> <p>現在、SNS等によるインターネット上のいじめが問題視されていることから、改定案では、インターネット上のいじめへの対応について、生徒が他に及ぼす影響や加害者になり得ることについても触れるなど、これまでの方針以上に具体的に示されており、現状に沿った内容となっている。</p> | <p>3</p> <p>【記述済み】 本方針の中で、携帯電話やインターネットを利用したいじめへの対策について検討することや児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたることを理解させるための情報モラル教育を行うことを記載しております。現在、生徒指導担当者を対象とした研修等を通して、意識の向上や情報共有を図り、校内の体制づくりの充実に繋げられるよう努めております。今後も、携帯電話やインターネットを利用したいじめの防止に努めて参ります。</p> |
| 10 | <p>2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>① いじめの防止 (改定素案 P11)</p> | <p>いじめについては、早期発見・早期対応も非常に大切なことだと思います。しかし、それ以上に考えなければならないことは、いじめられる側はもちろんのこと、いじめる側も大きく心を痛めるという事実だと思います。大切な子供たちだからこそ、「いじめをさせない」「いじめを受けない」等、いじめに向かわせないための未然防止に積極的に取り組んでいただけたらと思います。</p> | <p>1</p> <p>【記述済み】 本方針に、「未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。」と記載しております。また、道徳教育の充実や特に配慮が必要な生徒への組織的な指導についても記載しており、今後も、各学校において、このような活動が展開されるように指導するとともに、必要な施策を行って参ります。</p> |